**市原市社会福祉協議会辰巳台支部規約**

（名称及び事務所）

1. 本支部は、市原市社会福祉協議会辰巳台支部設置規定に基づき、市原市社会福祉協議会辰巳台支部と称し、事務所を市原市役所辰巳台支所内に置く。

（目　的）

1. 本支部は、協議会の定款を規範に、住民相互扶助の精神を基盤として、支部の実情に即した地域福祉活動を展開し、支部内住民の福祉増進を図ることを目的とする。

（事　業）

1. 本支部は、前条の目的を達成するため地域福祉活動を行う。

（会　員）

1. 本支部は、辰巳地区町会加入者を以って会員とする。

（役　員）

1. 本支部は、４０名以内の理事を以って役員とする。

　２．この支部に、支部長１名、副支部長４名、会計２名、書記１名を置く。

　３．役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。補充による評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧　問）

1. 本支部に、顧問若干名を置くことが出来る。
2. 顧問は、理事会の同意を得て、支部長が委嘱する。
3. 顧問は、会務について支部長の諮問に答え、又は意見を具申する。

（役員の選任）

1. 規約第５条に規定する役員の選任は、次の通りとする。
2. 支部長、副支部長、会計、書記は理事が互選する。
3. 規約第５条に規定する理事は、総会に推薦し承認を得る。評議員は、理事会の同意を得て支部長が委嘱する。

（役員の職務）

1. 支部長は支部を代表して会務を掌理する。副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はこれを代行する。理事は理事会を構成して支部の運営にあたる。会計は支部の会計事務を行う。書記は会議を記録し、庶務を行う。

（監事）

1. 本支部に、監事を２名置き、支部の会計を監査する。監事は評議員の中から選出し、評議委員会の承認を得て支部長が委嘱する。

（理事会）

第１０条　この支部の業務の決定は、理事を以って構成する理事会によって行う。

　２．理事会は支部長が招集する。

　３．理事会は議長を置き、その都度理事の互選で定める。

　４．理事会は、理事総数の２分の１以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することが出来ない。

　５．理事会の議事は、出席している理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（評議員）

第１１条　評議員は、社会福祉に関係のある団体の代表、又は福祉事業に関心を持ち、若しくは学識経験のある者で、この支部の趣旨に賛同して協力する者の中から、理事会の同意を得て、支部長がこれを委嘱する。

　２．本支部は、辰巳地区連合町会の会員を評議員に委嘱する。

（評議員の任期）

第１２条　評議員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。補充による評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（評議員会）

第１３条　評議会は、１００名以内の評議員と理事を以って組織する。

　２．評議会は、支部長が招集する。

　３．評議会は、議長を置き、その都度評議員の互選で定める。

　４．評議会は、理事、評議員の総数の２分の１以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することが出来ない。

　５．評議会の議事は、評議員会の出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（評議員会の権限）

第１４条　次に掲げる事項については、理事会の議決を経て評議員会の議決を得なければならない。

1. 予算、事業計画
2. 規約の変更
3. その他、支部の大きな事業計画等

（総　会）

第１５条　総会は毎年１回開く。ただし、必要に応じ随時開くことが出来る。

　　　総会は理事及び評議員を以って構成する。

（委員会）

第１６条　本支部に、委員会を置くことが出来る。

　２．委員会は、社会福祉事業に関連し、本支部の趣旨のかなうものであること。

　３．委員会の設置は、理事会、評議員会の議決を経なければならない。

　４．委員会については、別に定める。

（一般会計）

第１７条　一般会計は、市原市社会福祉協議会会員規定第３条（会費は年額とし一口２００円）及び第４条（毎年６月末日までに納入する）の規定により納入する。

（会　計）

第１８条　本支部の会計は、市原市社会福祉協議会よりの交付金、補助金及びその他の収入を以ってあてる。

（会計年度及び事業年度）

第１９条　支部の会計及び事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（その他）

第２０条　本規約に定めなき事項は、市原市社会福祉協議会定款による。

　　付　　　　　則

　　　　　　　　　この規約は昭和５４年８月３０日より施行する。

この規約は昭和５４年８月３０日より施行する。

この規約は昭和５９年５月２０より施行する。

この規約は昭和６３年６月２６日より施行する。

この規約は平成２年５月１３より施行する。

この規約は平成６年５月７日より施行する。

この規約は平成８年５月１０日より施行する。

この規約は平成１５年４月６日より施行する。

この規約は平成１７年４月１６日より施行する。

この規約は平成２１年５月９日より施行する。

この規約は平成２２年５月８日より施行する。

この規約は平成２３年５月８日より施行する。